

スペイン語圏の憲法条文上の用語と日常語

堀 田 英 夫

Términos de la constitución y palabras cotidianas en los países hispanohablantes

HOTTA Hideo

1. はじめに

1.1. 目的

「ファン・M・ロペ・ブランチ・スペイン語圏教養規範プロジェクト」¹⁾ (Proyecto de la norma culta hispánica Juan M. Lope Blanch) の一環としての「主要都市教養口語語彙」(Léxico del habla culta de las principales ciudades) の調査結果が、現在までのところ10か国 (プエルト・リコも含め)、14都市のものが出版されている。これは、21分野、4452項目の同じ質問票に基づいて、各都市三つの年齢層からなる十数人から二十数人の教養ある階層²⁾のインフォーマント男女を対象にした面接による語彙調査の結果である。

質問票には、項目番号3083から3169までの「国政」³⁾ (La política nacional) という意味分野があり、その中に、3090 ‘congreso nacional’ 「国会」や3097 ‘corte suprema de justicia’ 「最高裁判所」のような国の公的職名や機関名の項目がある。

これらの語は、衣食住に関する語のように日常生活の中で家族や友人などから習い覚えるというよりは、学校教育やマスコミでの使用から記憶することが多い語ではないかと考えられる。その源泉は自国の組織の名称ならばそれぞれの国の憲法や法律やそれに基づく公的機関からの広報であると考えられる。そうであるなら、言語の地域差研究の対象としては、他の種類の語と別の扱いをする必要があるのではないかとということが提起できる。本稿では、これら10か国、14都市の語彙調査結果に含まれる国の公

的職名や機関名10項目の回答の語形と、各国の憲法条文上の用語とを比較し、日常語と憲法条文上の用語との関連を調べてみる。

1.2. 語彙項目の検討

サンチアゴ(チリ)(1987)⁴⁾、ラ・パス(1996)、コルドバ(アルゼンチン)(2000)、セビリャ(2005)、ハバナ(2010)の調査結果報告書には、調査時の質問文が掲載されている。今回検討した語彙項目について、前四者は、同じ質問文であり、ハバナ(2010)のみ項目によっては、一部語句が異なった疑問文が示されている。以下、異なった文が示されている場合、ハバナ(2010)としてそれを示す。調査者は都市ごとに異なるが、各都市でおおむねこのような文で質問して得られた回答が収録されているはずである。

3085 ‘Jefe de Estado’ 「国家元首」

¿Y la autoridad máxima del gobierno? (政府の最高権威者は?)

スペインは「議会君主制」(Monarquía parlamentaria) [Art. 1. 1] で、国王が国家元首であり、行政の長は別に存在するので、見出し語と質問文とが一致していない。インフォーマントに通常は質問だけが提示されるので、行政の長を回答することが推定される。その他のスペイン語圏の国々は、行政の長が国家元首を兼ねているので見出し語と質問文とは一致している。

3086 ‘ministro’ 「大臣」

¿Y cada ciudadano nombrado por el presidente para que se ocupe de asuntos como educación, economía, etc.? (大統領に指名され、教育、経済などのような事柄を扱う各市民は?)

ハバナ(2010) : ¿Y cada ciudadano nombrado por el jefe de gobierno para que se ocupe de asuntos como educación, economía? (政府の長に指名され、教育、経済などのような事柄を扱う各市民は?)

スペイン語圏諸国は、キューバとスペインの他は大統領制をとっていて、日本の「大臣」とは異なった職責となっている国もある。質問文は行政長官としての「大臣」を尋ねている。

3090 ‘congreso nacional’ 「国会」

¿Y la institución en que opera? (それ [立法権] が行われる機関は?)

ハバナ (2010) : ‘PARLAMENTO’ 「議会」 : ¿Y la institución en la que opera? (それ [立法権] が行われる機関は?)

この項目の直前は、3089 ‘poder legislativo’ 「立法権」 ¿Y el poder que se ocupa de elaborar las leyes? (法律を作ることを扱う権力は?) という項目なので、立法権を行う機関を尋ねていることがわかる。

3091 ‘cámara de representantes’ 「下院」

¿Cómo se llama el cuerpo inferior de legisladores en un gobierno representativo? (代議政体において共同立法の下位機関はどう呼ばれているか?)

ハバナ (2010) : ¿Cómo se llama el cuerpo inferior de colegiatura en un gobierno representativo? (代議政体において同僚⁵⁾の下位機関はどう呼ばれているか?)

3092 ‘senado’ 「上院」

¿Y el superior? (上位機関は?)

語彙調査結果が公刊されている10か国には、一院制である、あるいは時期により一院制であった国もある。一院制での3091「下院」、3092「上院」、3093「下院議員」、3094「上院議員」の項目へは、マスコミで扱われる他の国の制度を回答していると考えられる。また、二院制では、質問文中の“inferior”(下位)と“superior”(上位)という表現が、制度上優越した地位を持つ議院と理解されると、3091と3092とが入れ替わった回答が得られる可能性がある。

3093 ‘representante, diputado’ 「下院議員」

¿Cómo se llama cada integrante de la cámara baja? (下院の各構成員はどう呼ばれているか?)

3094 ‘senador’ 「上院議員」

¿Y de la cámara alta? (上院のは?)

ハバナ (2010) : ¿Y el de la cámara alta? (上院のそれは?)

3097 ‘corte suprema de justicia’ 「最高裁判所」

¿Y la institución de la que dependen todas las destinadas a administrar justicia? (司法行政を担うすべてが属している機関は?)

この質問へは、各国の制度によって、最高裁判所ではなく、司法省やその他の機関を回答する可能性がある。直前の3096で ‘Ministro de justicia’ 「法務大臣」または「司法大臣」を ¿Y la autoridad

máxima de la cartera de justicia? (政府の行政機関で司法の最高権威は?) と尋ねている。3096と3097を同じ語句で答えているインフォーマントもいる。

3098 ‘tribunal’ 「裁判所」

¿Y el lugar donde se pronuncian las sentencias? (判決が言い渡される場所は?)

この質問へは、最高裁判所も含めて回答する可能性がある。

3099 ‘juez’ 「裁判官」

¿Y la persona que las pronuncia? (それを言い渡す人は?)

この質問も、最高裁判所判事も含む回答をする可能性がある。

2162 ‘juez’ 「裁判官」

¿Y el funcionario encargado de administrar justicia? (司法行政を担う公務員は?)

3099と2162は、この項目が並んでいる分野が異なる。すなわちインフォーマントにとっては、その前に尋ねられた語彙項目が異なる。また上記のように質問文も異なる。しかし、今回見た調査結果14都市のうち11都市の調査結果は、両項目とも都市ごとに同じ数のインフォーマントが同じ語形を回答している。残りの3都市も都市ごとの各語形を答えたインフォーマントの数は少し異なるものの語形およびインフォーマント数の順位は同じである：サン・ファン(プエルト・リコ)：3099: juez (12)⁶⁾; 2162: juez (9)、サンチアゴ(チリ)：3099: juez (13), magistrado (3); 2162: juez (13), magistrado (2)、メキシコ市：3099: juez (25); 2162: juez (23)。したがって、両項目の回答は実質異ならないと判断し、以下では、3099のみ記載することとする。

以上の質問文を踏まえ、主要都市教養口語語彙 (Léxico del habla culta de las principales ciudades) の調査結果を検討する。各都市、各項目の回答のうち、原則としてインフォーマント2名以上の回答があった語形を考察の対象とする。核となる語が同一であっても、別の語との組み合わせや語順の違いは、別の回答として調査結果が示されているものは、回答数もこれに従った数を基準とした。以下、国別に各都市の、立法：3090「国会」、3091「下院」、3092「上院」、3093「下院議員」、3094「上院議員」、行政：

3085「国家元首」、3086「大臣」、司法：3097「最高裁判所」、3098「裁判所」、3099「裁判官」の順に見ていく。憲法条文上の語形は引用符を付けない場合、大文字で引用し、語彙調査の回答は、憲法条文上にあるのと同じ語形はすべて大文字で、条文上に無い語形は、すべて小文字にして引用する。条文上の語形に近いと考えられる語形には下線を引き、説明を加えた。

2. 語彙調査結果と憲法上の語との比較

2.1. アルゼンチン

アルゼンチンは、ブエノス・アイレス（1998）とコルドバ（2000）の調査結果が公刊されている。ブエノス・アイレスの調査年は、1969年から1971年当初で、インフォーマントは12名（ブエノス・アイレス 1998: pp. 13-14）、コルドバは、1995年から1997年に調査が実施され、インフォーマントは当初12名で、1996-1997年は13名とある（コルドバ 2000: t. I. p. XIV, XIX）。ブエノス・アイレスは現行憲法（1994年12月15日承認、翌1995年1月3日公布）の施行より前の調査なので1853年旧憲法（その後の改訂）と比較、コルドバの調査は、施行直後の調査なので旧憲法と現憲法の両方を参照した。ただ、今回調べた10項目で新旧憲法条文上の基本的な違いはない。3090「国会」に、現憲法は、行政権について記載している条項では CONGRESO [Art. 44] を使い、他の部分で、CONGRESO DE LA NACIÓN [Art. 75. 24]、CONGRESO FEDERAL [Art. 32]、CONGRESO NACIONAL [Art. 124] も使っている。これは、1853年憲法（1860, 1866, 1898, 1957改訂）の行政権を記載した条項で CONGRESO [Art. 36] を使い、他に、CONGRESO FEDERAL [Art. 32]、CONGRESO DEL ESTADO DE LA NACIÓN [Art. 86.11] も使っているのとほぼ同じである。1949年改訂で、CONGRESO NACIONAL [Art. 4] の語形が、1993年12月29日公布された憲法改訂の法律24,309番でも CONGRESO NACIONAL [Art. 3] が使われている。

ブエノス・アイレス（[]内の条項は、旧憲法）3090: CONGRESO NACIONAL (11) [1949改訂 Art. 4]; 3091: CÁMARA DE DIPUTADOS (12) [Art. 37]; 3092: SENADO (9) [Art. 46], cámara de senadores (3); 3093: DIPUTADO (12) [Art. 38]; 3094: SENADOR (12) [Art. 46]; 3085: PRESIDENTE (12) [Art. 74 = PRESIDENTE DE LA NACIÓN ARGENTINA], jefe de estado

(6); 3086: MINISTRO (12) [Art. 86. 10]; 3097: CORTE SUPREMA (DE JUSTICIA) (12) [Art. 94], *suprema corte* (10); 3098: TRIBUNAL (12) [Art. 94], *juzgado* (10); 3099: JUEZ (12) [Art. 96]

コルドバ (旧憲法と現憲法の条項を [] 内に ; で分けて並べる) : 3090: CONGRESO NACIONAL (8) [1949改訂 Art. 4 ; Art. 124], LEGISLATURA (6) [Art. 38; Art. 46. 国会開催の意味⁷⁾], 3091: CÁMARA DE DIPUTADOS (7) [Art. 37; Art. 45], *cámara de representantes* (3); 3092: SENADO (9) [Art. 46; Art. 54], *cámara de senadores* (3), *cámara alta* (2); 3093: DIPUTADO (13) [Art. 38; Art. 46]; 3094: SENADOR (13) [Art. 46; Art. 54]; 3085: PRESIDENTE (9) [Art. 74; Art. 88], *jefe de estado* (7); 3086: MINISTRO(S) (13) [Art. 86. 10; Cap. 4]; 3097: CORTE SUPREMA DE JUSTICIA (9) [Art. 94; Art. 108], *suprema corte de justicia* (2); 3098: TRIBUNAL (9) [Art. 94; Art. 108], LOS TRIBUNALES (2) [Art. 94; Art. 108], *juzgado* (2); 3099: JUEZ (13) [Art. 96; Art. 18]

語彙調査の回答にあったこれら語形のうち、3092: *cámara de senadores* は、この形でこそ条文上には無いが、旧憲法36条、現44条の条文: “Un Congreso compuesto de dos Cámaras, una de Diputados de la Nación y otra de Senadores de las provincias y de la Capital de [現憲法 : de la ciudad de Buenos Aires], será investido del Poder Legislativo de la Nación.” (国会は、一つは国家の代議員議院で、もう一つは州と首都 [ブエノス・アイレス市] からの上院議員議院の二院からなり、国家の立法権を付与されるものとする) という記載から、旧46、現54条の SENADO と同じであることが推論される⁸⁾。

今回考察した項目にブエノス・アイレス市で2名以上の回答があった語形の回答者数の合計は145名、そのうち、旧憲法条文上にある用語の回答者数は116名で、80.0%である。コルドバ市で2名以上の回答があった語形の回答者数の合計は130名、そのうち、条文上にある用語の回答者数は、新旧同じで、111名85.4%である。

2.2. キューバ

首都ハバナの調査結果が公刊 (2010) されている。調査年は、1995年から1997年にかけて (ハバナ 2010: p. 12)、21名のインフォーマント対象の調査である。一院制なので、3091「下院」、3092「上院」、3093「下院議員」、3094「上院議員」は、マスコミなどで扱われる他の国の制度を回答していると考えられる。1976年施行の現行憲法の条文上の用語と比較す

る。

3090: parlamento (13), congreso (3); 3091: cámara de representantes (6), cámara baja (3), cámara de diputados (2); 3092: senado (10), cámara alta (2); 3093: representante(s) (6), DIPUTADO(S) (5) [Art. 71]; 3094: senador (13); 3085: PRESIDENTE (13) [Art. 74], JEFE DE ESTADO (9) [Art. 74], JEFE DE GOBIERNO (4) [Art. 74], primer ministro (3); 3086: MINISTRO (21) [Art. 96]; 3097: TRIBUNAL SUPREMO (12) [Art. 121], ministerio de justicia (4); 3098: TRIBUNAL (19) [Art. 120], juzgado (4); 3099: JUEZ (19) [Art. 124]

今回考察した項目で2名以上の回答があった語形の回答者数の合計は181名、そのうち、憲法条文上にある用語の回答者数は、112名で、61.9%である。

2.3. コロンビア

ボゴタの語彙調査結果が公刊されている(1997)。調査年は1987年から1990年(ボゴタ1997: p. 21)で、25名のインフォーマント対象の調査である。調査年が現行憲法の施行年1991年より前なので、1886年の旧憲法を参照した。ただし、本稿での調査対象の用語は新旧両憲法で基本的に同じである。

3090: CONGRESO (20) [Art. 58], congreso nacional (4), parlamento (2); 3091: CÁMARA (19) [Art. 58], CÁMARA DE REPRESENTANTES (6) [Art. 58]; 3092: SENADO (25) [Art. 58]; 3093: REPRESENTANTE (18) [Art. 100], diputado (3) [Art. 172 = 県 (departamento) の議会議員], representante a la cámara (2), representante de la cámara (2); 3094: SENADOR (25) [Art. 93]; 3085: PRESIDENTE (23) [Art. 59], jefe de estado (3); 3086: MINISTRO (22) [Art. 59], ministro de gobierno (3); 3097: CORTE SUPREMA (12) [Art. 146], CORTE SUPREMA DE JUSTICIA (10) [Título XV. Sumario I.], CONSEJO DE ESTADO (2) [Título XIII = 最高行政諮問機関]; 3098: TRIBUNAL (13) [Art. 60], TRIBUNAL SUPERIOR (2) [Art.], CORTE (2) [Art. 148 = 最高裁判所、Art. 170 = 軍事裁判所]; 3099: JUEZ (25) [Art. 156]

回答したインフォーマント延べ243名、条文上の語形回答者224名で92.2%である。

2.4. スペイン

マドリード (1981)、グラナダ (1991)、ラス・パルマス (1998)、セビリャ (2005) の4都市の調査結果が公刊されている。マドリードの調査年は記載がない。調査票 PILEI (1973) の公刊された1973年頃から、この調査結果が公刊された年1981年までの間と推定される。インフォーマントは、16名である。グラナダの調査年は、“*dedicación durante más de un año*” (1年以上専念し) (グラナダ 1991: p. 14 n. 5) とあるので、公刊年1991年より1年以上前に開始したと推定される。インフォーマントは25名。ラス・パルマスの調査年は1991年と1992年 (ラス・パルマス 1998: p. x) とあり、インフォーマントは12名。セビリャの調査年は、“*un trabajo de varios años*” (数年の作業) (セビリャ 2005: p. 17) とあるので公刊年2005年から数年前以前に調査が開始されたことが推定できる。インフォーマントの数は、12名である。

マドリードの調査は、フランコ体制から現体制への移行期と考えられる。本稿で調査対象としている用語で時代による違いがあるのは、国会の議院に関するものである。「国会設置法」(Ley Constitutiva de las Cortes de 1942) および「国家組織法」(Ley Orgánica del Estado de 1967) に基づくフランコ時代の一院制から、「政治改革法」(Ley para la Reforma Política de 1977) により1977年7月15日⁹⁾の選挙で議員が選ばれた憲法制定のための国会と、現行憲法(1978年)による国会の二院制への変化である(ロドリゲス 2010: pp. 46-47)。「国会」の名称は、政治改革法でCORTES (Art. 2. Uno) であったのが現行憲法ではCORTES GENERALES (Art. 66) が正式名称で、部分的にCORTES [Art. 168] を使っている。

マドリードの調査結果は、senado や senador の回答がなく、一院制としての回答なので、調査は、1977年の選挙以前と考えられる。回答を国家組織法の条文上の用語と比較する。

マドリード 3090: (LAS) CORTES (15) [Art. 50]; 3091: no existe en el país (16); 3092: no existe en el país (16); 3093: PROCURADOR (9) [Art. 7. b)], diputado (3), diputado en cortes (2); 3094: no existe (16); 3085: JEFE DE(L) ESTADO (9) [Art. 6], jefe de (l) gobierno (4), (el) REY (2) [Disposiciones transitorias. 1ª I.], 3086: MINISTRO (16) [Art. 13. II]; 3097: TRIBUNAL SUPREMO (16) [Art. 33]; 3098: TRIBUNAL (16) [Art. 30]; 3099: JUEZ (16) [Art. 34]

全回答者数は、156名、そのうち国家組織法の条文上の回答および同法

に即した“no existe”（存在しない）と回答した数は147名で、94.2%である。

以下の3都市は、senado や senador の回答があり、政治改革法および現行憲法施行以降の調査年と考えられるので、現行憲法条文上の用語と比較する。

グラナダ 3090: congreso de diputados (16), parlamento (7), CORTES (2) [Art. 168]; 3091: congreso representantes (11), cortes (6), cámara de representantes (4), diputados (3); 3092: SENADO (24) [Art. 66]; 3093: DIPUTADOS (25) [Art. 68. 1]; 3094: SENADOR(ES) (25) [Art. 69. 2]; 3085: jefe de estado (21) [条文では JEFE DEL ESTADO Art. 56. 1 = 国王], presidente de gobierno (2) [条文では PRESIDENTE DEL GOBIERNO Art. 62. d)], jefe de gobierno (2); 3086: MINISTRO (25) [Art. 98. 1]; 3097: TRIBUNAL SUPREMO (20) [Art. 123], corte suprema de justicia (5); 3098: TRIBUNAL(ES) (24) [Art. 117. 3]; 3099: JUEZ (25) [Art. 117. 1]

同じスペインの他の都市の調査結果では、前置詞 de の後ろの定冠詞あるなしに関わらず同じ回答としているので、定冠詞のない回答を定冠詞のある条文上の語句と一致しているものとして数える。その結果、グラナダの調査結果で、条文上にある語句の回答者数は、193名、全体の247名のうちの78.1%である。

ラス・パルマス 3090: parlamento (6), cámara legislativa (5), congreso (4); 3091: CONGRESO DE LOS DIPUTADOS (6) [Art. 66], parlamento (3), CONGRESO (2) [Art. 68. 1], cámara de diputados (2); 3092: SENADO (12) [Art. 66]; 3093: DIPUTADO (12) [Art. 68. 1], congresista (2), PARLAMENTARIO (2) [Art. 67 = 両院議員]; 3094: SENADOR (12) [Art. 69. 2]; 3085: JEFE DE(L) ESTADO (12) [Art. 56. 1 = 国王]; 3086: MINISTRO (12) [Art. 98. 1]; 3097: TRIBUNAL SUPREMO (10) [Art. 123], tribunal superior de justicia (2) [Art. 152. 1 = 自治州の最高裁判所]; 3098: TRIBUNAL (11) [Art. 117. 3]; 3099: JUEZ (12) [Art. 117. 1]

全回答者数127名のうち、条文上の語句の回答は103名で81.1%である。セビリヤ 3090: parlamento (8), congreso (2); 3091: cámara baja (6); 3092: SENADO (5) [Art. 66], cámara alta (3); 3093: DIPUTADO (7) [Art. 68. 1], PARLAMENTARIO (2) [Art. 67 = 両院議員], senador (2); 3094: SENADOR (10) [Art. 69. 2], diputado (2); 3085: PRESIDENTE (9) [Art. 98], primer ministro (2); 3086: MINISTRO (12) [Art. 98. 1]; 3097: ministerio de justicia (5); 3098:

JUZGADO (6) [Art. 117. 3], TRIBUNAL (5) [Art. 117. 3]; 3099: JUEZ (11) [Art. 117. 1]

全回答者数97名のうち、条文上の語句回答者数は67名で、69.1%である。

現行憲法での、国の立法議会の名称は、CORTES GENERALES であるが、条文中に、議会の形容詞形および議員の意味として PARLAMENTARIO を使用している。

“el control parlamentario” (議会の支配) (Art. 20. 3, Art. 55. 2)

“las reuniones de parlamentarios” (議員集会) (Art. 67. 3)

これらから、名詞形の parlamento を国会の意味で使うことが想定できる。

2.5. チリ

首都サンチアゴの調査結果が公刊 (1987) されている。調査年は、1969年から1971年とあり (サンチアゴ1987: p. VII)、インフォーマントは、13名である。現行憲法施行年は1980年なので1925年の旧憲法と比較する。ただし、本稿で対象としている用語に関して、両者の基本的な違いはない。現行憲法で大統領を JEFE DEL ESTADO [Art. 24] (国家元首) としているのを旧憲法では、JEFE SUPREMO DE LA NACIÓN [Art. 60] (国家最高元首) としている違いがある。

3090: CONGRESO NACIONAL (10) [Art. 24], CONGRESO (3) [Art. 43]; 3091: CÁMARA DE DIPUTADOS (13) [Art. 24], cámara baja (2); 3092: SENADO (12) [Art. 24], cámara de senadores (3); 3093: DIPUTADO (13) [Art. 25]; 3094: SENADOR (13) [Art. 25]; 3085: jefe de estado (9), PRESIDENTE (8) [Art. 72], PRESIDENTE DE LA REPÚBLICA (4) [Art. 60], primer mandatario (3), jefe de gobierno (3); 3086: MINISTRO (13) [Art. 73], secretario de estado (3); 3097: CORTE SUPREMA (11) [Art. 86], corte suprema de justicia (4); 3098: TRIBUNAL (9) [Art. 80], juzgado (4), tribunal de justicia (2); 3099: JUEZ (13) [Art. 84], MAGISTRADO (3) [Art. 72. 6 = Tribunales Superiores de Justicia の裁判官]

全回答者数158名で、条文上の語句回答者数は、125名、79.1%である。

2.6. プエルト・リコ

サン・ファン市の調査結果が1986年に公刊されている。調査年の記載はない。12名のインフォーマント対象の調査である。1952年施行の現行

憲法の利用者と比較する。

3090: congreso nacional (5), legislatura (4), congreso (3); 3091: CÁMARA DE REPRESENTANTES (12) [Art. III. Sec. 1]; 3092: SENADO (12) [Art. III. Sec. 1]; 3093: REPRESENTANTE (11) [Art. III. Sec. 2], LEGISLADOR (6) [Art. III. Sec. 15 = 両議院議員]; 3094: SENADOR (12) [Art. III. Sec. 2]; 3085: GOBERNADOR (7) [Art. IV. Sec. 1], presidente (4), jefe de estado (3); 3086: SECRETARIO (12) [Art. IV. Sec. 5], ministro (2); 3097: TRIBUNAL SUPREMO (9) [Art. V. Sec. 1], corte suprema (de justicia) (4); 3098: TRIBUNAL (7) [Art. V. Sec. 1], corte (6); 3099: JUEZ (12) [Art. V. Sec. 3]

条文上の回答者は100名で、全回答者131名中の76.3%である。

アメリカ合衆国の自由連合州であるプエルト・リコの調査結果は、アメリカ合衆国の政治体制とプエルト・リコの政治体制との二重構造を反映しているようである。3090「国会」への1名だけの回答なので、上記の引用に含めてないが、プエルト・リコ憲法と同じ ASAMBLEA LEGISLATIVA [Art. III. Sec. 1] と回答したインフォーマントは1名しかいない。congreso nacional と答えた5名と congreso と回答した3名は、アメリカ合衆国1787年憲法 (Art. 1. Sec. 1) にある合衆国連邦議会 *Congress of the United States* のスペイン語版 Congreso (de los Estados Unidos) を答えていると考えられる。3085「国家元首」を GOBERNADOR と答えた7名はプエルト・リコ自由連合州を意識し、presidente と答えた4名はアメリカ合衆国 [Art. II. Sec. 1] を意識して答えた可能性がある。3091「下院」と3092「上院」は憲法と同じ CÁMARA DE REPRESENTANTES と SENADO を12名全員が答えている。これらは合衆国憲法 *Senate and House of Representatives* [Art. I. Sec. 1] と同じ用語である。3097「最高裁判所」の9名は、プエルト・リコ憲法の利用者 TRIBUNAL SUPREMO を答えているが、4名は、アメリカ合衆国憲法の *supreme Court* [Art. III. Sec. 1] のスペイン語 corte suprema を回答しているとも推測できる。

2.7. ベネズエラ

カラカス市の調査結果 (1998) で、1980年から1981年 (カラカス 1998: p. 10) に、12名のインフォーマント対象に調査が行われた。現行憲法施行年は、1999年なので、1909年の旧憲法と比較した。

旧憲法では CONGRESO DE LOS ESTADOS UNIDOS DE VENEZUELA

[Art. 35] という国会で 2 院制だったのに対し、現行憲法は、ASAMBLEA NACIONAL [Art. 186] という 1 院制の国会になっている。最高裁判所の名称にも違いがある。

3090: CONGRESO (12) [Art. 2]; 3091: CÁMARA DE DIPUTADOS (12) [Art. 36]; 3092: cámara de senadores (10), SENADO (8) [Art. 53]; 3093: DIPUTADO (11) [Art. 37]; 3094: SENADOR (11) [Art. 41]; 3085: PRESIDENTE (11) [Art. 86]; 3086: MINISTRO (12) [Art. 59]; 3097: corte suprema de justicia (12) [Art. 12. 3 に CORTE SUPREMA という記載がある。正式には CORTE FEDERAL Y DE CASACIÓN. Art. 108]; 3098: TRIBUNAL (12) [Art. 106]; 3099: juez (12)
全回答者数は123名で、条文上語句回答者数は89名、72.4%である。

2.8. ペルー

リマ市の調査結果で初版が2000年、第2刷が2002年に公刊されている。調査は、“empezó ... durante el segundo semestre lectivo de 1993” (1993年度後期に始まった) (リマ 2002: p. 9) とあり、12名のインフォーマントである。調査実施時期と、現行憲法制定の手続きが進められていた時期と重なっている。以下、川畑 (2013: pp. 116–122) により現行憲法制定の過程を見る。

1992年4月5日にフジモリ大統領が、1979年憲法の停止、議会の一時的解散、司法府の閉鎖と再編などを含む「国民への声明」(Mensaje a la nación) を発表した。同年8月20日付け Decreto Ley (緊急命令) No. 25684 で一院制の憲法制定議会 (Congreso Constituyente Democrático [Título 1. 1]) と、その議員 (Congresista [Art. 7]) 選出のための選挙を規定、この規定に基づき11月22日に選挙実施、12月31日憲法制定議会設置、翌1993年10月31日の国民投票により憲法案承認、同年12月29日新憲法が公布され、31日に発効した。1995年4月に新憲法での総選挙が実施された。

語彙調査が実施された時期は、現行憲法の国民投票が実施された頃から公布、発効した時期と重なっている。現行憲法に基づく国会は、まだ選挙実施が行われていなかった。語彙調査結果を1979年の旧憲法 (二院制) と1993年の現行憲法 (一院制) の両方と比較する。[] 内の ; の前に旧憲法、後ろに現行憲法の条文を示す。

3090: CONGRESO (12) [Art. 164; Art. 90 = CONGRESO (DE LA REPÚBLICA)]; 3091: CÁMARA DE DIPUTADOS (8) [Art. 164; -], CÁMARA (2) [- ; Art. 90], cámara baja (2); 3092: cámara de senadores (7), SENADO (5)

[Art. 164; -]; 3093: DIPUTADO (12) [Art. 167; -]; 3094: SENADOR (12) [Art. 166; -]; 3085: PRESIDENTE (12) [Art. 201; Art. 110 = PRESIDENTE DE LA REPÚBLICA], JEFE DE ESTADO (2) [Art. 201; Art. 110 = JEFE DEL ESTADO]; 3086: MINISTRO (12) [Art. 212; Art. 122]; 3097: CORTE SUPREMA (8) [Art. 238; Art. 144], D (2) [D とは、項目の語句 “corte suprema de justicia” を示しての質問への回答 (リマ 2002: p. 46) なので、条文上語句の回答者数に入れないこととする]; 3098: TRIBUNAL (4) [Art. 283; Art. 63], JUZGADO (4) [Art. 237. 3; Art. 143]; 3099: JUEZ (12) [Art. 248; Art. 150]

全回答者数のうち、旧憲法条文上語句の回答者は103名、88.8%、現憲法条文上語句回答者数は、68名で、58.6%である。それぞれ両憲法で同じ語句の回答者数を含む。リマ市調査のインフォーマントには、現行憲法条文上の用語がまだ良く知られていなかったと考えられる。

2.9. ボリビア

ラ・パス市 (1996) の調査は、1991年から1994年 (p. VIII)、インフォーマントは12名である。現行憲法は2009年施行なので、1967年の旧憲法と比較した。旧憲法から現行憲法へは、各職名を女性形と男性形を並べることなどの他に、国会の名称が CONGRESO NACIONAL [Art. 46] から ASAMBLEA LEGISLATIVA PLURINACIONAL [Art. 145] へ、最高裁判所が CORTE SUPREMA DE JUSTICIA DE LA NACIÓN [Art. 116] から TRIBUNAL SUPREMO DE JUSTICIA [Art. 181] へ変わっている。

3090: CONGRESO NACIONAL (6) [Art. 46], parlamento (6), palacio legislativo (2); 3091: CÁMARA DE DIPUTADOS (5) [Art. 60], cámara de representantes (4), cámara baja (2); 3092: SENADO (8) [Art. 42. 3], CÁMARA DE SENADORES (5) [Art. 66]; 3093: DIPUTADO (12) [Art. 60. 2], representante (3); 3094: SENADOR (12) [Art. 63]; 3085: jefe de estado (9), PRESIDENTE (9) [Art. 85 = PRESIDENTE DE LA REPÚBLICA], primer mandatario (5), PRESIDENTE DE LA REPÚBLICA (3) [Art. 85], gobernante (2); 3086: MINISTRO (11) [Art. 71. I], MINISTRO DE ESTADO (2) [Art. 99]; 3097: CORTE SUPREMA DE JUSTICIA (9) [Art. 116. I], LA CORTE SUPREMA (3) [Art. 116. III]; 3098: TRIBUNAL (11) [Art. 116. I], JUZGADO (3) [Art. 116. I]; 3099: (EL) JUEZ (12) [Art. 116. I]

回答者数144名のうち、条文上語句回答者は111名で77.1%である。

2.10. メキシコ

メキシコ市の調査結果(1978)で、調査年は、1972年全部と1973年当初(p. 8)、25名のインフォーマントが対象である。1917年施行(いくつかの改訂は行われている)の現行憲法の用語と比較する。

3090: congreso nacional (10), CONGRESO DE LA UNIÓN (6) [Art. 3. VIII], CONGRESO (5) [Art. 50], cámara (2); 3091: CÁMARA DE DIPUTADOS (14+3¹⁰) [Art. 50], cámara de representantes (4), cámara(s) (2); 3092: SENADO (15) [Art. 76], CÁMARA DE SENADORES (13) [Art. 50]; 3093: DIPUTADO (25) [Art. 52]; 3094: SENADOR (25) [Art. 56]; 3085: PRESIDENTE (14) [Art. 80 = PRESIDENTE DE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS], PRESIDENTE DE LA REPÚBLICA (9) [Art. 83], jefe de estado (9), mandatario (2); 3086: ministro (17), SECRETARIO (11) [Art. 89. II = SECRETARIO DE ESTADO], SECRETARIO DE ESTADO (4) [Art. 89. II]; 3097: SUPREMA CORTE (DE JUSTICIA) (25) [Art. 94]; 3098: TRIBUNAL (20) [Art. 94], JUZGADO (9) [Art. 94]; 3099: JUEZ (25) [Art. 2. A. II, Art. 97 = JUECES DE DISTRITO]

語形ごとの全回答者数を足すと269名、そのうち、憲法条文上の用語の回答は、223名で、82.9%である。

3. 考 察

3.1. 憲法条文上の用語の回答者数の割合

憲法条文上の用語の回答者数の割合を、一致率が低いものから都市ごとに並べると表1になる。これを棒グラフにしたのがグラフ1である。一番低いのは、リマの現行憲法との比較で58.6%である。先に見たように、インフォーマントには、まだ新憲法の利用に馴染みがなかった時期の調査結果と考えられるので以下の考察からは除外し、リマについては、旧憲法との一致の方を見る。

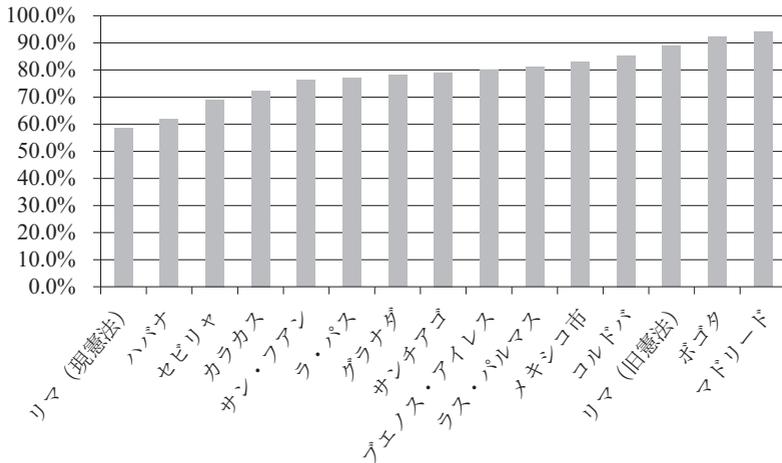
その他の都市は、調査時期に有効であった憲法との比較、あるいは、憲法改定時期に重なっていても、本稿で対象とした用語については新旧で基本的に同じであった場合である。その中で一番低かったのは、ハバナの61.9%である。次がセビリヤの69.1%、一致率が一番高かったのは、マドリードの94.2%、これに次ぐのがボゴタの92.2%である。

スペイン語圏の憲法条文上の用語と日常語

表 1

都市名	一致率	サンチアゴ	79.1%
リマ(現憲法)	58.6%	ブエノス・アイレス	80.0%
ハバナ	61.9%	ラス・パルマス	81.1%
セビリヤ	69.1%	メキシコ市	82.9%
カラカス	72.4%	コルドバ	85.4%
サン・フアン	76.3%	リマ(旧憲法)	88.8%
ラ・パス	77.1%	ボゴタ	92.2%
グラナダ	78.1%	マドリード	94.2%

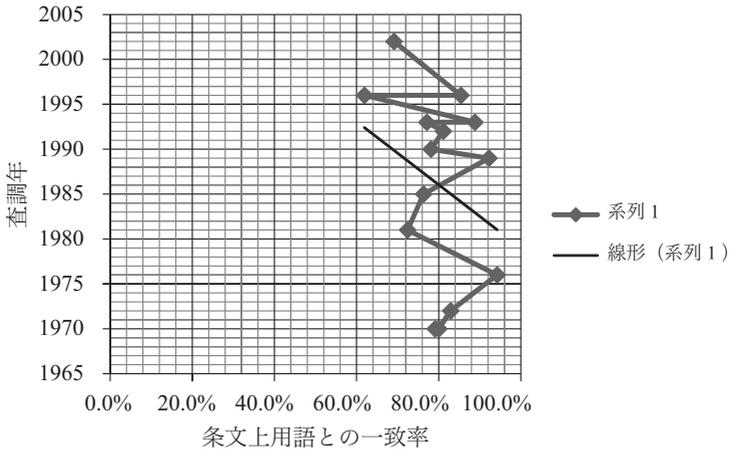
グラフ 1



インフォーマントの国の憲法条文上用語と回答語との一致率について、上のグラフからもわかるように地域との関係は見い出されない。

調査年¹¹⁾との関係を散布図と近似曲線(グラフ2)で見るとR²乗値が0.0852なので相関は強くないけれども、傾向としては、調査年が新しいほど、インフォーマントの国の条文上用語と、回答した語との一致率が低くなっている。

グラフ 2



この理由は、近年になるほど、交通、通信やマスコミの発達による外国の情報に接する機会が多くなり、外国の公的機関名や職名を知る人が多くなったとも推測され得るけれども、結論づけるためには、回答語とマスコミなどで使われる語との関係を調べる必要がある。

3.2. 普通名詞と固有名詞

以上の結果は、国政に関する組織や職名が、普通名詞と固有名詞の違いから考えて、固有名詞に近い性格を持っていることを示していると考えられる。

例えば、スペイン語圏諸国21か国（プエルト・リコも含め）の現行憲法条文中に記載されている国レベルの立法機関を示す名称として、核になっている語は、Asamblea, Congreso, Parlamento, Cortes の4種類ある。しかし、Parlamento を使っているのは、赤道ギニアの憲法のみで、Cortes を使っているのはスペイン憲法のみである。

普通名詞は、「物を個体としてではなく、その物を類概念として捉えて(独 *begreifen*)、それを示すためにその名詞を用いるのである。」「これに対して、固有名詞の場合は、指向 (*refer*) される対象 (*referent*) は、その個体に限られる。したがって、他の物をもっては換えがたい唯一のものである。」

亀井他（1996：「固有名詞」の項目）という普通名詞と固有名詞の定義から見て、少なくとも憲法条文上の言語使用において、Parlamento は、赤道ギニアの立法機関、Cortes は、スペインの立法機関を示す固有名詞である。また Asamblea あるいは Congreso を憲法条文上で使っている19か国では、それぞれの国でそれぞれの語形が自国の立法機関を示す正式な語形であるため、公的かつ正式には、それぞれの語形しか使えないはずで、これも固有名詞と考えられる。

1.2. で検討した語彙項目の質問文では、必ずしも自国の組織名、職名を尋ねているわけではない。しかし、自国の憲法条文上の語形を答えた62%以上のインフォーマントは、自国の組織名、職名を答えたと考えられる。普通名詞としての組織名、職名を調査するためには、質問のしかたを工夫する必要があると考えられる。

ただし、憲法条文上の語でも、普通名詞として使われることもあり、上位語、下位語の関係、あるいは普通名詞として使われることの多い語と、あまり多くない語がある。以下、立法議会を示す語でこの点を調べてみた。

1) ASAMBLEA

Real Academia の辞書（DRAE 第22版）には、asamblea の語義説明（1. f. Reunión numerosa de personas para discutir determinadas cuestiones y adoptar decisiones sobre ellas. 2. f. Órgano político constituido por numerosas personas que asumen total o parcialmente el poder legislativo.）には、1. で「会議」あるいは「集会」、2. で「立法のための政治機関」とある。この asamblea の語が、congreso: “En algunos países, asamblea nacional.”（いくつかの国において国の asamblea）、および parlamento: “Cámara o asamblea legislativa, nacional o provincial.”（議院あるいは、立法の国あるいは地方レベルの asamblea）の語義説明に用いられている上位語である。1945年までのベネズエラ憲法の表現：“El Poder Legislativo se ejerce por una Asamblea que se denomina «Congreso de los Estados Unidos de Venezuela»”（Art. 55）（立法権は「ベネズエラ合州国 Congreso」と名づけられる一つの Asamblea によって行使される）も asamblea と congreso の関係を示している。

2) PARLAMENTO

キューバの国会にあたる「人民権力全国議会」¹²⁾（Asamblea Nacional del

Poder Popular) の公式ウェブサイト¹³⁾には、“¿Cómo funciona el Parlamento cubano?” というタイトルのページがあり、憲法条文上の用語 ASAMBLEA NACIONAL DEL PODER POPULAR を使っているのが10回、このうち、この後ろに括弧の中で“Parlamento”を付けた表記が、冒頭を含め3か所、この他23か所では、“Parlamento”を使っている。

“La Asamblea Nacional del Poder Popular de la República de Cuba (Parlamento), constituida en 1976” (キューバ共和国の人民権力全国議会(議会)は、1976年に設立され)

“Quienes critican el actual sistema político de Cuba, de buena o mala fe, desconocen o quieren desconocer que el Parlamento cubano se sostiene en cinco pilares de una democracia genuina y verdadera” (キューバの現在の政治体制を、善意であろうと悪意であろうと、批判しようとする人たちは、キューバ議会が真の本物の民主主義の5つの柱に支えられているということを知らないか、知ろうとしていない)

3) 立法議会を示す語の関係

スペインの下院の公式ウェブページ¹⁴⁾にある議会テレビ局は“Canal Parlamento”という名称であり、上院のウェブページ¹⁵⁾の国会の説明文で Parlamento および asamblea を使っている：

“Cortes Generales es el nombre oficial del Parlamento español, compuesto de dos Cámaras (Congreso de los Diputados y Senado). Este nombre es el tradicional en España: las asambleas medievales de diversos reinos peninsulares se denominaban Cortes.” (Cortes Generales は、スペイン議会の公式名であり、二つの議院(下院と上院)からなる。この名称はスペインで伝統的なものであり、[イベリア]半島のいくつかの王国の中世の asamblea は Cortes と名づけられていた。)

コロンビア国会の公式ウェブサイト掲載の文章¹⁶⁾で Juan Pablo Cruz Montaña 氏は、3つの語の関係を述べている。

“Es de resaltar que el término “parlamento” ha quedado como genérico para designar a la asamblea de representantes del pueblo de un Estado o región, aunque en cada país existe en mayor o menor medida un término propio para denominarla en Colombia es Congreso.” (parlamento という用語は、一つの国家や地域の住民の代表者の asamblea を名づける総称となっているということを強調

すべきである。各国には多かれ少なかれ固有の用語が存在し、コロンビアでのそれは Congreso である。)

以上から、asamblea が、「会議」あるいは「集会」一般を表す上位語、parlamento が立法権を行使する「議会」、congreso や cortes は、固有名詞に近い語と考えられる。

4. まとめ

スペイン語の「主要都市教養口語語彙」調査で、国の公的職名や機関名の項目は、日常生活の中で家族や友人などから習い覚える衣食住に関する語とは異なり、その源泉は自国の組織の名称ならばそれぞれの国の憲法や法律やそれに基づく公的機関からの広報であると考えられる。各都市のインフォーマントの62%から94%が、調査時点の憲法条文上の語形を回答している。それぞれの国の機関名や職名は固有名詞としての性格を持つ。そのため、言語の地域差研究としては、他の種類の語と別の扱いをする必要がある。あるいは自国の機関名や職名と、普通名詞として使う語を分けて質問するなどの工夫をする必要がある。

謝辞

本研究は JSPS 科研費24520475の助成を受けたものです。Este estudio es subvencionado por JSPS KAKENHI N° 24520475.

この科研の共同研究者川畑博昭氏とアナ・ガルシア氏に、コメントと資料入手の助力を感謝します。Agradezco al colaborador Hiroaki KAWABATA y a Ana GARCÍA TESORO sus comentarios y ayudas de conseguir los materiales para este estudio y mejorar el resumen en español.

本稿は日本イスペインヤ学会第58回大会での研究発表の後半部分を大幅に加筆訂正したものです。

注

- 1) 2003年9月以前は、「スペイン語圏主要都市の教養言語規範共同研究プロジェクト」(Proyecto de estudio coordinado de la norma lingüística culta de las principales ciudades de Iberoamérica y de la Península Ibérica) という名称であった。

http://74.200.74.244/~munadmin/sites/default/files/proyectos/Proyecto_norma_culta.htm (2013/08/20参照)

- 2) 「教養ある階層」について、具体的な基準は示されていない。次のような社会文化的要素に注目してインフォーマントを選択するとある：家族環境、「制度的、あるいは非組織的な学習（読書習慣、外国語など）によって受けた教育」、職業、旅行や他の文化的経験（PILEI 1973: pp. XV-XVI）。これらの要素から総合的に「教養ある階層」と判断するということのようなのである。
- 3) 以下の語彙項目は、PILEI (1973) のスペイン語見出しに、浦和 (2006) の和訳をカギ括弧に入れて付けた。ただし、この“La política nacional”という分野名は、浦和訳は「内政」とあるが、国内行政のみならず、立法、司法すべてを含んだ語彙項目が並んでいるので「国政」とした。
- 4) 以下、各語彙調査結果報告書を都市名と出版年で示す。調査結果の一覧では都市名のみで示した。
- 5) “colegiatura”という語は、Corominas & Pascual (1980) の *colega* の見出し語の中に、派生語の一つとしての記載がある。*colega* はラテン語 *collēga* ‘*compañero en una magistratura*’ (一つの官職の同僚) から派生とあり、共和制ローマ時代の官職で、2人(以上)の人物が同じ権限を有することを意味する語と解釈し、「同僚」と訳した。
- 6) 以下、回答の語形の後ろの括弧内に、その語形を回答したインフォーマントの数を引用する。
- 7) “Los diputados para la primera Legislatura se nombrarán en la proporción siguiente: …” (Art. 38; Art. 46) (第1回の国会の議員は、次の割合で指名されるものとする(以下略))
- 8) この点は、メキシコ憲法 (Art. 89他) で *Cámara de senadores* と *Senado* の両方が使われているように、他の国々でも憲法条文上で *Senado* の語のみが使われていても *Cámara* (議院) の一つの扱いをしているはずである。
- 9) B. O. del E. Núm.92, 18 abril 1977: 8345
<http://www.boe.es/boe/dias/1977/04/18/pdfs/A08345-08345.pdf>
- 10) この回答が14名と3名として二つ掲載されている。どちらかの語形が誤植、あるいは本来一つとして掲載すべきであった可能性がある。
- 11) 調査年は、各都市報告書記載のものと、調査結果や出版年から推定した年を使った。また複数年に渡った調査は概ね中間の年を利用した。散布図、近似曲線、R-2乗値には Microsoft Excel 2010を利用した。
- 12) 日本国外務省使用の用語。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cuba/data.html> (2013/08/28参照)
- 13) <http://www.parlamentocubano.cu/index.php/democracia/95-icomos-funciona-el->

parlamento-cubano.html

- 14) <http://www.congreso.es/portal/page/portal/Congreso/Congreso/CongresoTV/CanPar>
- 15) <http://www.senado.es/web/conocersenado/temasclave/cortesgenerales/index.html>
- 16) http://www.camara.gov.co/portal2011/gestor-documental/doc_download/214-jpcl.

文章にある肩書きは、“Jefe de Planeación y Sistemas. Cámara de Representantes” ((コロンビア)下院、計画組織部門長) とある。Linkedin の記載によると2010年10月から2012年10月までこの職に就いていた。<http://co.linkedin.com/pub/juan-pablo-cruz-monta%C3%B1o/23/b81/856>

資料

[以下国名の五十音順と、同じ国の中では、出版年順。]

- アルゼンチン、ブエノス・アイレス (1998)
Academia Argentina de Letras. Léxico del habla culta de Buenos Aires. Buenos Aires, Academia Argentina de Letras, 1998.
- アルゼンチン、コルドバ (2000)
Malanca, Alicia et al. Léxico del habla culta de Córdoba—Argentina. 1 & 2, Córdoba, Argentina, Universidad Nacional de Córdoba, 2000.
- コロンビア、ボゴタ (1997)
Otálora, Hilda. Léxico del habla culta de Santafé de Bogotá. Santafé de Bogotá, Instituto Caro y Cuervo, 1997.
- スペイン、マドリード (1981)
Torres Martínez, José C. de. Encuestas léxicas del habla culta de Madrid. Madrid, Consejo Superior de Investigaciones Científicas, 1981.
- スペイン、グラナダ (1991)
Salvador Salvador, Francisco. Léxico del habla culta de Granada. 1 & 2, Granada, Universidad de Granada, 1991.
- スペイン、ラス・パルマス (1998)
Samper Padilla, José Antonio (dir.). Léxico del habla culta de Las Palmas de Gran Canaria. Las Palmas de Gran Canaria, Cabildo Insular de Gran Canaria, 1998.
- スペイン、セビリャ (2005)
Carbonero Cano, Pedro (dir.). Léxico del habla culta de Sevilla. Sevilla, Universidad de Sevilla, 2005.
- チリ、サンチアゴ (1987)

- Rabanales, Ambrosio & Contreras, Lidia. *Léxico del habla culta de Santiago de Chile*. México, Instituto de Investigaciones Filológicas, Universidad Nacional Autónoma de México, 1987.
- プエルト・リコ、サン・ファン (1986)
- López Morales, Humberto (coor.). *Léxico del habla culta de San Juan de Puerto Rico*. San Juan, P. R., Academia Puertorriqueña de la Lengua Española, 1986.
- ベネズエラ、カラカス (1998)
- Sedano, Mercedes y Pérez, Zaida. *Léxico del habla culta de Caracas*. Caracas, Universidad Central de Venezuela, 1998.
- ペルー、リマ (2002)
- Caravedo, Rocío (dir.). *Léxico del habla culta de Lima*. Lima, Pontificia Universidad Católica del Perú, (1ª ed. : 2000), 1ª reimpresión: 2002.
- キューバ、ハバナ (2010)
- Universidad de La Habana, Departamento de Estudios Lingüísticos y Literarios. *Léxico del habla culta de La Habana*. La Habana, Universidad de La Habana, 2010.
- ボリビア、ラ・パス (1996)
- Mendoza, José G. (dir.). *Léxico del habla culta de La Paz*. La Paz, Bolivia, Facultad de Humanidades y Ciencias de la Educación, Universidad Mayor de San Andrés, 1996.
- メキシコ (メキシコ市) (1978)
- Lope Blanch, Juan M. (dir.). *Léxico del habla culta de México*. México, Publicaciones del Centro de Lingüística Hispánica, Universidad Nacional Autónoma de México, 1978.
- 各国憲法：現行憲法は2012年8月から10月に、各国公式ウェブサイト（堀田2013にURL記載）掲載のものを参照した。旧憲法は、以下のサイト掲載のものを2013年9月に参照した。
- Constituciones hispanoamericanas*
<http://www.cervantesvirtual.com/bib/portal/constituciones/>
Political Database of the Americas
<http://pdba.georgetown.edu/Constitutions/constudies.html>

引用文献

- 浦和幹男、『教養スペイン語の語彙に関する5都市の比較研究』、拓殖大学言語文化研究所、2006。
- 亀井孝、河野六郎、千野栄一、『言語学大辞典第6巻術語編』、三省堂、1996。
- 川畑博昭、『共和制憲法原理のなかの大統領中心主義—ペルーにおけるその限界と可能性』、日本評論社、2013。

- 堀田英夫. 「日本国憲法スペイン語訳とスペイン語圏諸国憲法における用語」.
日本イスペインヤ学会 *HISPÁNICA*. 57, 2013, 49–67.
- ロドリゲス、サルバドル (Rodríguez Artacho, Salvador). 「第2章 憲法」、池田実注および訳. 『現代スペイン法入門』. 日本スペイン法研究会他編. 嵯峨野書院, 2010, 34–69.
- Corominas, Joan & Pascual, José A. *Diccionario crítico etimológico castellano e hispánico*. vol. II, Gredos, 1980.
- Programa Interamericano de Lingüística y Enseñanza de Idiomas (PILEI). *Cuestionario para el estudio coordinado de la norma lingüística culta de las principales ciudades de Iberoamérica y de la península Ibérica. III. Léxico*. Madrid, P. I. L. E. I., CSIC, 1971.
- Programa Interamericano de Lingüística y Enseñanza de Idiomas (PILEI). *Cuestionario para el estudio coordinado de la norma lingüística culta de las principales ciudades de Iberoamérica y de la península Ibérica. I. Fonética y fonología*. Madrid, P. I. L. E. I., CSIC, 1973.

Términos de la constitución y palabras cotidianas en los países hispanohablantes

HOTTA Hideo

Se han publicado hasta ahora los resultados de las 14 ciudades de los diez países hispanohablantes de la encuesta del *Léxico del habla culta de las principales ciudades del Proyecto de la norma culta hispánica Juan M. Lope Blanch*. Entre las 4452 entradas de las 21 áreas temáticas de su encuesta, se encuentran las entradas en que se preguntan las designaciones de las instituciones o de los cargos de las autoridades de la política nacional.

Hemos cotejado las respuestas de los informantes de diez entradas de esta índole con los términos de la constitución de su país, que son 3085: Jefe de Estado, 3086: ministro, 3090: congreso nacional, 3091: cámara de representantes, 3092: senado, 3093: representante, diputado, 3094: senador, 3097: corte suprema de justicia, 3098: tribunal, 3099 (=2162): juez.

Entre el 62% y el 94% de las respuestas de cada ciudad, son los términos que están en su constitución vigente en el momento de la encuesta. Las designaciones de las instituciones y de los cargos de autoridades tienen un carácter diferente de las demás palabras que se usan en la vida cotidiana. Adquirimos estas en el trato con los familiares y los amigos, mientras que aprendemos los primeros a través de la educación escolar, las informaciones gubernamentales o en los medios de comunicación, que se basan en la designación oficial vigente de la legislación de su país. Además las designaciones oficiales de las instituciones y de los cargos de autoridades de cada nación tienen el carácter de nombre propio. Por ejemplo en el mundo hispánico cada país tiene su propia designación del cuerpo legislativo: Asamblea, Congreso, Parlamento y Cortes.

Por lo tanto para el estudio de la variedad regional lingüística será necesario componer las dos clases de preguntas, una en la que pidan los términos de las instituciones y de los cargos de su propio país y otra para investigar las palabras que se usan como nombre común.